

改善基準告示見直しに向けた意見を募集します

平成30年6月、働き方改革関連法が成立し、自動車の運転業務については5年の猶予を設け令和6年度から年960時間以内という時間外労働時間の上限規制が適用されます。

この働き方改革関連法の衆参両院の審議にあたって、「自動車運転業務の特性を踏まえ、改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。」(要旨)と、附帯決議され、「自動車運転者労働時間等専門委員会」において検討が進められています。

自動車運転者労働時間等専門委員会

○令和元年11月25日

厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会に「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

○令和元年12月19日

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第1回開催

- ・改善基準告示の説明
- ・検討項目と現状の説明、実態調査に向けた議論

○令和2年4月～

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第2回開催

- ・実態調査検討会の検討結果の確認
- ・実態把握調査に向けた論点の整理
- ・自動車運転者労働時間等の実態把握・調査の方向性について

○令和3年1月～とりまとめまで

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第3回～数回

○改善基準告示改正スケジュール

- ・令和3年12月 告示改正・公布
- ・令和4年1月～令和6年3月 周知・施行準備期間
- ・令和6年4月 施行(自動車運転者の上限規制適用猶予期間終了と同時)

現在、(公社)全日本トラック協会では、「専門委員会」に業界の意見を反映するため、物流政策委員会(近畿ブロック委員・当協会木南副会長)において「改善基準告示見直しに向けた意見の集約」を行っています。

トラック業界では、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特殊性、長距離運行や近距離運行といった運行内容、都市と地方といった地域等の実態をよく把握した上での見直しが必要であり、広く会員の皆様の意見を募集するものです。

●応募締切 令和2年4月15日(水)

●応募方法 次ページをコピーのうえ FAX送信(FAX 078-882-5565)

又は、件名「意見応募」とし本文をベタ打ちのうえ、メール送信
(E-mail:hta@hyotokyo.or.jp)

(一社) 兵庫県トラック協会 行 (FAX: 078-882-5565)

改善基準告示見直しに向けた意見

事業者名: _____ 氏名: _____

連絡先 TEL: _____

～個人情報に関する取り扱いについて～ 個人情報保護法に基づき、記入いただいた情報は厳重に管理・保存し、ご意見を
取りまとめた上、全日本トラック協会への意見とし、他の目的に使用する事は一切ありません。

(記載欄が不足する場合は、任意の用紙で適宜追加してください。)

以下の論点を踏まえ、よろしくお願いいたします。

<p>○拘束時間 (*労働時間(法定+時間外+休日)+休憩時間)</p> <ul style="list-style-type: none">・働き方改革関連法の施行を踏まえどうあるべきか・過労死等の防止の観点から、どう見直すべきか <p>○休憩時間 (*1日-拘束時間)</p> <ul style="list-style-type: none">・拘束時間の議論を踏まえどうあるべきか・インターバル規制との関係について <p>○連続運転時間 (*4時間の後30分の休憩)</p> <ul style="list-style-type: none">・安全性を確保しつつ、生産性向上に資するための見直しについて <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none">・年960時間の猶予期間終了後のさらなる改善について・危険物輸送などの緊急時の拘束時間の適用除外について
--